

光市立室積小学校

いじめ防止に向けた 学校基本方針

令和8年度

1 いじめの基本的な考え方

(1) いじめの基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、学校におけるいじめの防止等に係る対策については、一人ひとりを大切に教育を推進し、「未然防止」の取組により、すべての児童生徒をいじめに向かわせないことが重要である。すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ問題の対応は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携と協働の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と① 一定の人的関係のある他の児童生徒が行う② 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象になった児童生徒が③ 心身の苦痛を感じているものとする。

（いじめ防止対策推進法第2条）

加えて

- ①加害者に攻撃的な意図がある。②力の不均衡がある。③反復的な要素をもつ。
- という点についても念頭に置いておく必要がある。

(3) いじめの分類

【レベル1】日常衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常衝突の中で、定義に照らして、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間のトラブルが、日常的な衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的な対応をとる必要があるもの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

(4) いじめの認知

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものであり、どの学校、学級においても、いじめは認知されることが自然である。反対に言えば、いじめのない学校、学級というものはありえない。（そういう学校や学級はめざす）

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(5) 具体的ないじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

また、以下の児童についても、いじめにつながるおそれのある児童として、特に配慮しなければならない。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童
- ③ 性別不合、性の問題を抱えている児童
- ④ 東日本大震災等で被災した児童
- ⑤ 感染症（コロナなど）に罹患した児童

(6) いじめの「四層構造」

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がおり、同時にその外側にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立している。

いじめを受けている者（被害者）から見れば、周りではやしたてる者（観衆）も、見て見ぬふりをする者（傍観者）も、いじめている者（加害者）に見える。

被害者（いじめられている者）		
加害者（いじめている者）		
観衆（周りではやしたてる者）→いじめを助長		
傍観者（見て見ぬふりをする者）→いじめを支持		

2 本校のいじめ防止に向けた指導体制

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、積極的・開発的な生徒指導の推進が求められる。そのためにいじめの未然防止から対応に至るまで効果的に機能する指導体制（組織）を構築する。

(1) 校内指導体制の確立

ア 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。またその中核として、「いじめ対策委員会」を位置づける。

「いじめ対策委員会」は、いじめ事案発生時だけでなく、年間を通じて計画的に開催する。

イ 校内研修の充実

計画的な校内研修については、週1回の情報交換を開催しながら情報交換による研修を重ねていく。

また、「いじめ対策委員会」の開催に合わせて、いじめ防止に関する研修を位置づける。

ウ 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織の体制を整備するなど、校務の効率化を図る。

エ 学校評価と教職員評価

学校評価及び教職員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

また、自己肯定感の醸成や教育相談等について組織的な取組等が評価されるよう留意する。

オ 地域や家庭との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、個人懇談や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

地域や家庭との連携においては、「学校いじめ防止基本方針」について、PTA総会や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校ホームページや学校だより等を活用して、地域や保護者に理解を得るとともに、連携協力を図る。また、より多くの大人から情報や相談を得られるよう、学校の相談窓口の周知に努める。

(2) いじめ対策委員会を中心とした指導体制

<いじめ対策委員会>

**校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、
特別支援校内コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、及び関係教職員**

また、必要に応じて、中学校教員、市子ども家庭課の関係者や、SSW等の外部専門家を加えるなど、適宜対応していく。

《生徒指導関係者委員会》

<生徒指導部会>

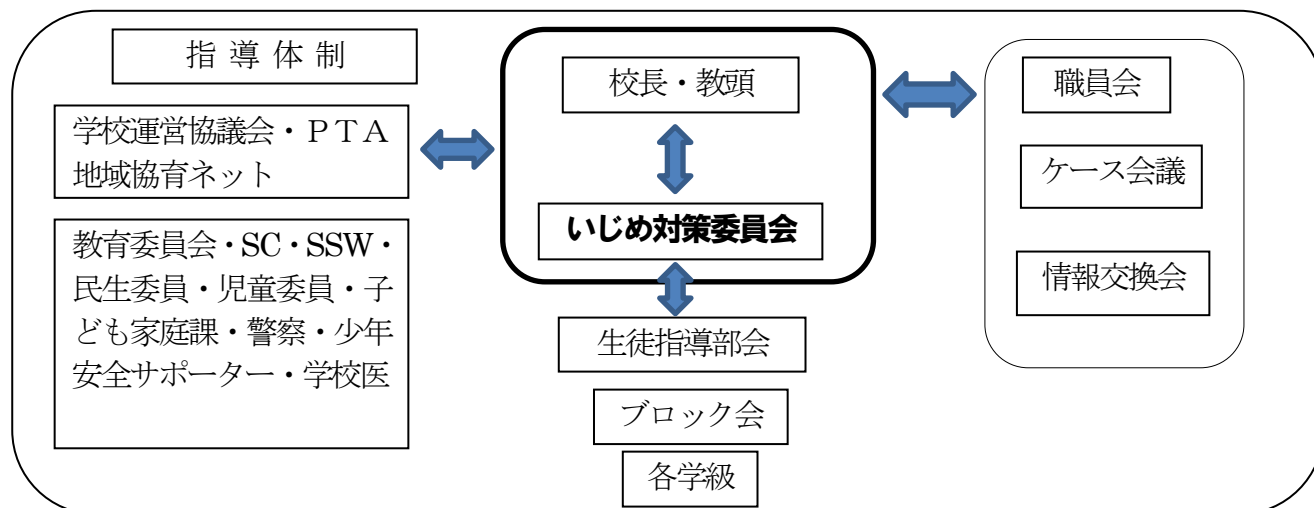
生徒指導主任・生徒指導副主任・教育相談担当・交通主任

<ケース会議>

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭
特別支援校内コーディネーター・ブロック主任・担任

<情報交換会>

上学年部会・下学年部会、及び全体会



※ いじめ防止に向けた研修予定

すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめの問題に適切に対応できるよう、やまぐち総合教育支援センターや市教委と連携して教職員の研修を推進する。また、「問題行動等対応マニュアル」や「STOP！！いじめ～今日からできる10のポイント～」、「いじめに関する研修ツール」を活用して、定期的、継続的に研修を行い、いじめ問題に対する認識を深めるようにする。

※ 年度当初職員会議を活用し、学校基本方針について、全教職員で確認するとともに、見直しを図る。

3 いじめ根絶に向けた取組

(1) いじめの未然防止に向けて

ア 基本的考え方

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

そのためにも、児童が関わるすべての人間関係を見直し、学校経営をはじめ、学級経営、授業経営において、信頼関係を基盤とした教育活動が展開できるよう万全を期しておかなければならない。

イ 具体的な取組

① 「いじめは絶対に許されない」ことを教える。

- いじめは人権問題であり、卑怯な行為であることを全ての教職員が機会あるごとに子どもたちに教えていく。
- いじめに対する学校の毅然とした態度を、全校集会などでは児童に、PTA総会などでは保護者に向けて示す。
- 冷やかし、いじり、からかい、暴力などを許さない学級風土、学校風土をつくっていく。(教師がいじめに加担しないように感性を研ぎ澄ました言動に心がける。)
- 「いじめを受けたり、いじめを見たりしたら心配しないで友だちや先生、お父さん、お母さんにすぐに知らせしてほしい。」「先生たちが絶対に守ります。」という意志を表明し、学校は安心、安全な場所であることを伝える。

子どもたちの心は環境によって左右される。学級や学校に「いじめをしない、させない」雰囲気をつくるのが、いじめの未然防止に最大の効果がある。

② 相手が嫌がる言葉を使わない子どもを育てる。

- いじめのスタートは「言葉づかい」であり、言葉の荒さが行動の粗暴さにもつながることを認識する。
- 教職員の言葉づかいや行動の癖が子どもたちに影響を与え、粗暴な学級の雰囲気が形成される場合があるので、教師はていねいな言葉づかいに心がける。

言葉の感覚が麻痺すると「死ぬ」とか「バカ」などの言葉が平気で学級で使われるようになり、それがいじめにつながる恐れがある。

③ 室積小ABCを学級経営の柱に位置づける。

A (あいさつ)

よりよい人間関係を築く。(教師と児童、児童と児童)

- <手立て> ① 適切な言葉遣いを意識させる。
② 関わり合いの機会を設ける。
③ 自己肯定感を高める。

B (ビューティフル)

安心、安全な学校生活。物構えから心構えへ。

- <手立て> ① 生活習慣、学習規律の徹底。
② 整理整頓、居心地のよい学級づくり。
③ 学級・学年のルール作りと遵守。

C (カバー)

助け合い、支え合い。一人ひとりを大切にする。

- <手立て> ① よいこと見つけ。(室積小キラリ)
② スキルアップ (AFPY など)
③ 主体的な児童の活動を保障する。

室積小5つの誓い

- 「口」 は人を励ます言葉や感謝の言葉を言うために使おう。
- 「耳」 は人の話を最後まで聴いてあげるために使おう。
- 「目」 は人のよいところを見るために使おう。
- 「手足」 は人を助けるために使おう。
- 「心」 は人の痛みが分かるために使おう。

学校生活の中で、つねに意識が持続するよう、機会を捉えて振り返りを行うようにする。誓いが言葉だけに終わらないためには、教師の働きかけが必要であり、学校全体として、どの教師も室積小ABCを学級経営の柱とし、室積小5つの誓いを判断基準として、子どもたちを支援していけるようにする。

④ 自己肯定感、自己有用感を育む。

- 体験活動や集団遊び、外遊びを通して、様々な人との関わりを深めるようにする。そのためには、**みたらい時間の外遊びの徹底、クラス遊びの実施**を進めていく。

- 学習や生活全般において、ごく当たり前に行っていることや一生懸命励んでいること、よい行いなど子どもたちのちょっとしたがんばり、**プラス面を積極的に価値づける。(室積小キラリの継続的な取組)**

集団生活の中で、自分のよさをみつけることで、学校生活が充実してくると考える。より具体的に「あなたの〇〇はとてもよいです。」とほめることで、自分のよさをよりはっきり伝えるようにする。

⑤ 日々の教育活動を充実させる。

(ア) 教科

- 互いに認め合ったり支え合ったりする授業の雰囲気づくりや学習活動を仕組む。
- 授業における生徒指導を意識し、授業規律、学習規律、生活規律の一体的な指導を実施する。

生徒指導の3機能を生かした授業実践
 ㊦かせる・・・自己決定の場を設ける
 ㊦める・・・自己存在感を高める
 ㊦けとめる・・・共感的人間関係を育む

(イ) 道徳

- 道徳の時間の授業において、「いじめ問題」に係る主題を計画的に扱い、人権教育とのかかわりを意識し、**人権意識を高め、人権感覚を磨く場**として活用する。
- 年間授業時数35時間の確保と年間指導計画による計画的・系統的な指導を実施する。

(ウ) 特別活動

- 学年段階の連続性、発展性をふまえた特別活動の指導改善を推進し、児童のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組みを十分支援していく。
- 児童会を中心とした**児童主体の活動を充実**させる。
- **縦割り班活動を充実**させ、異学年にわたってよりよい人間関係を広げていく。

教師の構え

- ・室積小ABCを意識している行動をその場で価値付ける。
- ・声掛けを行い、児童に意識させる。

仕組み

- ・帰りの会で振り返りをさせる。
- ・スマイルチェック（週一アンケート）との連携
- ※アンケートの項目の室積ABCの項目を挿入する。

○情報モラル教育の充実と学年系統表に基づいた計画的な指導を積み重ねる。

「自覚」を促す情報モラル教育の推進

ネットの世界は、日進月歩、日々進化しており、その対策だけでは、児童への指導は常に後手後手になってしまう。これからの情報モラル教育では、児童に主体的に関わってもらい、児童自身が「自覚」をもって適切に判断できるような指導を求めていく。

「SNSノート」を活用した発達段階に応じた指導内容

ページ	指導内容	低学年	中学年	高学年	指導年度
3	生活をみなおそう	○			
4、5	つかいすぎているかな①	○			
6、7	つかいすぎているかな②	○			
8	友だちのまね	○			
9	るすばんしていた時のできごと	○			
10、11	タブレット、パソコンを上手に活用しよう①	○	○		
12、13	情報を上手に検索しよう		○		
14、15	自分と相手のちがいがい①		○		
16、17	使いすぎているかな③		○		
18	ゲームの中の友達		○	○	
19	写真を送ってと言われたら		○	○	
20、21	これって悪口		○	○	
22、23	タブレット、パソコンを上手に活用しよう②			○	
24、25	情報の真偽を確かめよう			○	
26	マンガをSNSにアップすると			○	
27	夜おそくまでグループトーク			○	
28、29	生活を見直そう②			○	
30、31	写真を公開する前に①			○	
32、33	自分と相手のちがいがい②			○	

「SNSノート」とは、東京都教育委員会とLINE株式会社との共同研究による成果物である。本教材は児童や保護者への啓発、教育を目的として作成されており、無償で提供する場合に限り、自由に利用することができる。本教材に使用されるスライド資料や、ワークシート、カードデータは、NPO法人まちなびやホームページからダウンロードできる。また「SNSノート活用の手引き」には、各指導内容の指導案が掲載されている。

インターネットKYT（インターネット危険予測トレーニング）

山口県教育委員会が平成27年に作成したインターネットKYTも有効活用し、ネットトラブル、ネットいじめから自分の守る力を育てていく。

「小学校編」

- ケース1 ネットで友達になる???
- ケース2 ゲーム依存・ネット依存
- ケース3 写真の投稿
- ケース4 コミュニケーション
- ケース5 ネットショッピングのうそ

(エ) 家庭との連携

- 「むろづみっ子のネット安全ルール」を遵守できるようにする。

むろづみっ子のネット安全ルール

- ① SNS等の利用は、21時以降しない。相手から来ても返さない。
② 携帯やネットにつながる端末機器は、21時には親に預けて確認してもらう。
③ 人を傷つける内容を書き込まない。嘘や噂を書き込まない。

<それぞれの家庭で決めること>

ネットやゲームの使用時間を決めよう。(平日と休日の時間を設定)

今日のいじめの様相を考えると、ネット上でのいじめもたいへんな問題となっている。ネットいじめの未然防止には、家庭や中学校などとも連携に取り組む必要がある。学年の発達段階を考慮しながら、全校で系統的にネットの正しい使用に仕方について、指導していくと同時に、家庭の理解、協力を求めていくようにする。

⑥ いじめ対策委員会の周知

いじめ未然防止のための授業（いじめとは何か。いじめはなぜ許されないか。）をいじめ対策委員会に関わる人物（SC や警察等）が講師を務めて実施し、いじめ対策委員会の存在や活動が児童に理解してもらえるような取組を行う。特に、HP を活用し、基本方針やいじめ対策委員会についての周知を図る。

(2) いじめの早期発見に向けて

ア 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識しておかなければならない。たとえ、ささいな兆候であっても、まずは、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

イ 具体的な取組

① アンケート調査及び教育相談を実施する。

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

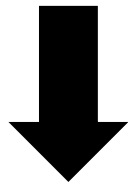
○ 定期的なアンケート調査

- ・週一アンケート（毎週）
- ・学校評価によるアンケート調査（年2回）
- ・教育相談実施月による詳細なアンケート調査（6月・10月・2月）

② 教育活動におけるいじめの兆候を発見する感性を身につける。

子どもたちは、不適応行動や問題行動等を引き起こす以前に、何らかの変化(サイン)を周囲に送っている。子どもたちの不適応行動や問題行動を早期に発見し、早期に対応するためには、子どもたちのささいな言動の変化(サイン)や持ち物、対人関係の変化(サイン)など、周囲に発信している変化(サイン)をいち早く捉えることが重要である。

そのために、学級集団の人間関係を細やかに観察することで把握する。また、いじめられている児童のサインを見逃さないように、チェックポイントを共通理解し、児童の学校生活の様子を細かく把握するとともに、教職員間での情報共有を積極的に進める。



いじめられている児童のサイン

いじめの早期発見チェックポイント	
登校時	<input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりする。
から	<input type="checkbox"/> いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
始業時	<input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
	<input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。
	<input type="checkbox"/> 健康観察で、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
	<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

教科等の時間	<input type="checkbox"/> 宿題、学用品等の忘れ物が多くなってくる。 <input type="checkbox"/> 教科書、ノートなどに落書きされ、汚されている。 <input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 教室に入れず、保健室や職員室などに来て時間を過ごす。 <input type="checkbox"/> 身体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。 <input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 <input type="checkbox"/> 指名されると、他の児童がニヤニヤする。 <input type="checkbox"/> 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。 <input type="checkbox"/> 教師がほめると、まわりの子があざけ笑ったり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係や委員が選ばれる。 <input type="checkbox"/> 特定の児童の持ち物に触れることを嫌がる児童がいる。 <input type="checkbox"/> グループ(班)学習等で、取り残される。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが渡っていない。 <input type="checkbox"/> 作品が傷つけられたり、放り投げられたりしている。
休み時間	<input type="checkbox"/> 仲のよかったグループからはずされ、一人ポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつもいやな役をやらされている。 <input type="checkbox"/> 友だちと過ごしている表情が暗く、おどおどした様子でついて行く。 <input type="checkbox"/> 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。 <input type="checkbox"/> まわりの友達に異常なほど気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> 保健室への出入りが多くなり、教室へ戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに職員室の近くによく来る。 <input type="checkbox"/> 教師にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。 <input type="checkbox"/> そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
昼食時間	<input type="checkbox"/> 給食のメニューによって異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 <input type="checkbox"/> よく腹痛や吐き気を訴え、給食を残す。 <input type="checkbox"/> 食事を片付けさせられたり、食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされたりする。
清掃時間	<input type="checkbox"/> いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 一人で掃除や後片付けをしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 清掃活動をじゃまされる。 <input type="checkbox"/> 清掃後、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりする。
下校時	<input type="checkbox"/> 下校時、いつも友達の前物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 下校時、不安そうな表情が見られる。 <input type="checkbox"/> いつまでも教室に残っていたり、一人で急いで下校しようとする。

部活動	<input type="checkbox"/> 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出す。 <input type="checkbox"/> 練習中や休憩中、一人でポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 一人で準備や後片付けをさせられている。 <input type="checkbox"/> 靴や傘等がなくなる。
その他	<input type="checkbox"/> 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやけなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みの陰りを感じる表現が見られる。 <input type="checkbox"/> 使い走りをさせられるなど、他人の言いなりになっている。

③ 校内研修の充実

いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

④ 教育相談の実施

(ア) 継続観察・継続指導

- 平素から、児童がどんな些細なことでも相談しやすい環境づくりに心がける。
- 定期的なアンケートなどによる実態調査や個別の教育相談を実施する。

誰にも相談することができない児童が多い実態を踏まえて、毎週1回の定期的なアンケート調査を実施する。

(イ) 信頼感に基づいた活動

- 児童に信頼感・安定感を抱かせるために、全教職員はどんな些細な悩みでも相談に応じるなど親身な対応を行う。

⑤ 保護者との連携と協働

学校での様子や出来事を保護者と共有することで、児童の心の様子や行動の在り様を、学校と家庭の両面で、指導・支援していく体制を作る。

- 学年だよりや連絡帳等で、児童のよさを定期的に知らせるとともに、人間関係上のトラブルやできごとは事実を正確に伝え、学校と家庭の共通理解のもと、協働体制を確立させて児童の健全育成に努める。
- 保護者に相談窓口を学校だより等で周知する。相談窓口は、教頭、教育相談、生徒指導等とする。

(3) いじめの早期対応に向けて

ア 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、**速やかに組織的に対応**する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導しなければならない。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる必要がある。

イ いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた**児童の安全を確保**する。

また、**ていねいな聞き取りをし、事実関係の確認・状況の詳細の把握と記録**をする。

ウ いじめられた児童又はその保護者への支援

(ア) いじめられている児童への対応

- ・ いじめられている児童のこれまでの心の痛み、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを**共感的に理解**する。
- ・ 学校生活のいろいろな場面で、本人を支え励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・ 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませることがあるので、このような言動は避けるべきである。

(イ) いじめられている児童の保護者への対応

- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定して保護者の思いを十分聞く。そして、教師と保護者が児童のために**一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す**。
- ・ 被害児童の保護者の心情を理解した対応が不可欠である。
- ・ いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明をする。
- ・ いじめは人権尊重の精神から、絶対に許されない行為であるという立場でいじめられている児童の人権を守り、いじている児童に対して、毅然たる姿勢で臨むことを明確にする。
- ・ 学校が全力で対応していることを伝え、保護者の不安等を解消し、いじめ問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、いじめの情報が漏れいしないよう、しっかりと情報管理する。
- ・ いじめられた児童が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合には、家庭のさまざまな状況に特に配慮する。
- ・ 保護者によっては事態を軽視したり、かえってわが子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心がける。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層信頼関係をつくり、親密な連携を保つ。
- ・ 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

エ いじめた児童への指導又はその保護者への支援・助言

(ア) いじている児童への指導

- ・ いじめは集団で行われることが多く、そのため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの児童からも詳しく**事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する**。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、反省させる。

- ・ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。

(イ) いじめている児童の保護者への対応

- ・ 時間をかけても正確な事実関係を確認することを心がけ、憶測は避ける。
- ・ いじめについて、**学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、児童の成長、人権に関わる重大な問題であること**の理解を得る。
- ・ 問題とは直接関係ない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ 被害児童及び保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ 加害児童が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく加害の立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者とともに考える。
- ・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、児童のよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるように接する。

オ **いじめが起きた集団への働きかけ**

○ 周りの児童（観衆・傍観者）への指導

- ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なポイントになる。
- ・ このような心理状態の児童への指導は、いじめられている児童がいじめによってどんなにつらく、悲しい思いをしているかを感じとらせる。
- ・ **いじめを面白がってはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教師が毅然とした態度で指導し、学級内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。**
- ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教師に言ってくるように働きかけていく。このような中で、いじめを通報してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。

カ **ネット上のいじめへの対応**

- 被害児童から詳細を聞き取るとともに、被害の実態を把握する。
- 児童のプライバシーや人権に配慮して対応する。
- 掲示板等管理者（プロバイダ等）へ、書き込みの削除を依頼する。
- 誹謗中傷、個人情報（画像等）流出など、絶対に行わないように指導する。
- 被害児童は、いじめを受けている可能性があるという視点をもつ。
- 警察・少年安全サポーター・ネットアドバイザー等外部専門家等と連携して対応する。

キ いじめのアフターケア

「いじめがないように注意したから」とか、「お互いに仲直りさせたから」とか、「保護者に来校を求めて指導したから」などで指導が終了と思いきわむことは、いじめの指導においては問題である。それは、一旦いじめが解決したようにみえても、さらに偽装化され、陰湿化していじめが継続している場合もあるからである。そこでいじめの指導の事後指導は、注意深く、継続的にいじめられた側、いじめた側に関わっていくような教育相談的な対応が不可欠である。

ク いじめの早期対応に係る教育相談の在り方

(ア) いじめられている児童に対する教育相談

いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。それにより、精神的に安定させて自信をもたせるようにする。

(イ) いじめている児童に対する教育相談

いじめている児童に対しては「いじめは人間として、絶対に許されない行為である。」という強い認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

ケ いじめの早期対応に係る保護者との連携

○いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ 保護者会は事前に準備を十分に行った上で開催する。
- ・ いじめをおもしろがって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、加害者と同じ立場であることへの理解を得る。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ 解決のために、学校でできること、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらせず、保護者の意見に耳を傾ける。
- ・ プライバシーの保護には十分留意する。

(4) 家庭や地域との連携・協働について

いじめの問題は、学校のみで解決することに固執することなく、学校と家庭・地域社会との密接な連携の上に、協働して解決を図る姿勢が重要である。学校は、PTAや地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行い、さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくことが必要である。

また、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校が誠意のある対応を行うことが必要である。

ア 目的

いじめ問題の未然防止と早期発見・対応に向けた家庭、地域の取組を支援する。

イ 保護者との連携

(ア) 大人の意識の向上

(イ) 日頃からの信頼関係づくり

ウ 地域社会との連携

学校は、地域社会にも児童の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるために啓発していく必要がある。児童たちに人の痛みがわかる心、正義を愛する心などの思いやりの心を育むための環境は、地域社会の協力なしには考えられないからである。

- (ア) 地域の環境づくり
- (イ) 児童の活動への支援

エ 具体的な取組

- (ア) 相談窓口の周知徹底

いつでも悩みを相談できる学校体制を確立し、学校の相談窓口の周知を図る。

- (イ) 情報モラルの啓発

携帯インターネット問題講習会を開催し、学校で保護者に向けた携帯インターネット問題についての啓発活動ができるようにする。

- (ウ) 広報紙やリーフレットによる情報提供

学校だよりやリーフレット等を通して、保護者や地域と協働していじめの問題の未然防止と早期発見・対応に努める。

- (エ) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

児童による自主的ないじめ防止活動について、学校だより等により、保護者、地域に周知を図る。

- (オ) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で児童を見守り育むため、学校への支援活動を開発する。

カ 今後のめざすべき重要な取組

- (ア) 保護者・地域と円滑な連携に向けた支援

- ・ 地域ぐるみの対策推進の強化

地域の健全育成団体やコンビニ等との連携・協議の場を設ける。

- ・ 家庭、地域に開かれた環境づくり

学校において、複数の教職員、心理、福祉等の専門家、PTA、地域の関係団体等の代表者により構成される組織を設ける。

- (イ) 保護者・地域の取組支援

- ・ 子育てのネットワークづくりの推進

家庭の教育機能の充実を図る方策の推進を図る。

- ・ ネットいじめの対応強化

情報モラル教育を充実させ、ネット上のいじめ等への対策を図る。

- ・ 保護者、地域の学校運営への参画

コミュニティ・スクールの実施を踏まえ、学校や地域が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する仕組みづくりを構築する。

キ 学校と地域との連携に係る留意事項

(ア) 日常からの連携に基づき、いじめの解決のため、地域との積極的な協力を図る。

(イ) いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を連絡する。

(ウ) 情報源については秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取扱いを依頼する。

(エ) 地域との連携に努めながらも、具体的ないじめへの対応については、あくまでも学校としての主体性を保つ。

(5) 関係機関との連携・協働について

いじめの問題は、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携協力を行うことで、早期解決へと向かわせる必要がある。(市町教育委員会、教育研修所、児童相談所、主任児童委員、人権擁護委員等)

特に深刻、重大な事案のいじめについては、あくまでも学校の主体性を維持しつつ、地元警察と連携して対応することも必要である。

ア 目的

いじめの内容に応じて、関係機関と連携を図り、未然防止と迅速な早期発見・対応を図る。

イ 具体的な取組

(ア) 警察署との連携

- ・ 生徒指導担当者と少年安全サポーターとの連携
学校の状況に応じた警察OBの効果的な活用の仕方を検討する。
- ・ 学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携
いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。
- ・ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有
定期的に会議を開催し、児童生徒の状況と対策について協議を行う。

(イ) 福祉部局、児童相談所等との連携

- ・ サポート会議等の開催
児童生徒の状況や対策等について協議を行い、関係機関と連携した支援の充実を図る。

(ウ) いじめ防止活動にかかわる連携

校長会、PTA連合会、青少年健全育成推進会議、子ども会育成団体連絡協議会、スポーツ少年団等に対して、いじめ防止活動へ理解と協力を依頼する。

ウ 今後のめざすべき重要な取組

(ア) 警察署との連携

- ・ いじめを想定した会議の開催及び緊急時の対応の強化
いじめや暴力行為等に関して、関係機関等との円滑な連携や速やかな対応の在り方を検討する。
- ・ 情報モラル講習会の実施
児童生徒向けに携帯インターネット問題に関する講習会を行う。

(イ) 福祉部局、児童相談所等との連携強化のための協議

関係機関と連携する際の手順等を確立し、定期的な情報交換や共有を図る。

(ウ) 法務局との連携

- ・ 人権擁護委員と連携した啓発活動
いじめに関する相談窓口の周知、啓発活動を行う。

(6) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態として、次の二つの要件を満たしていることが必要であることを認識しておく。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめが止んでいる状態が相当期間継続していること。少なくとも3ヶ月間が目安。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
苦痛を感じていないことを本人及び保護者に対して面談によって確認をする。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断

重大事態とは以下の場合をいう。

- ・ いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - 自殺の企図、重大な障害、金品の被害、精神性疾患の発症
- ・ いじめにより学校に在籍している児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。
 - 年間30日の欠席が目安

(2) 重大事態の報告

学校は、いじめ事案が重大事態であると判断したときには、速やかに教育委員会に報告をする。児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校が「重大事態とは言えない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして、調査報告をする。

(3) 重大事態の調査

ア 被害者、保護者に対する調査方針の説明

調査を開始する前に、被害者、保護者に対していじめに説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われるようにする。

【説明事項】

- ① 調査の目的 ② 調査の主体（組織の構成、人選） ③ 調査時期・期間
④ 調査の内容・調査対象 ⑤ 調査方法 ⑥ 調査結果の提供

※ 結果の提供については、個人情報保護の観点からどこまで説明するかを事前に説明しておく。

イ 調査の主体

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が行う場合があり、いじめ事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童・保護者の訴えなども踏まえて決定する。

なお、学校が主体となって調査した場合においても、教育委員会に報告をし、適切な指導・助言をあおぐ。

ウ 調査の趣旨

因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、真摯に事実に向き合うことで、重大事態への対応、同種の再発防止に資することを目的とする。

エ 調査の組織

学校が主体である場合は、「いじめ対策委員会」を中心として、外部の関係機関からの参加を図り、中立性・公平性を確保する。

オ 調査結果の報告、及び提供

いじめを受けた児童・保護者に対して、調査より明らかになった事実関係について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供する。